「三重県立夜間中学設置基本方針(仮称)」中間案に対する意見への対応

対応区分 ① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。

② 反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。

③ 参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。

④ 反映または参考にさせていただくことが難しい

県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。

事業主体が県教育委員会(県)以外のもの。

法令などで規定されており、県として実施できないもの

⑤ その他(①~④に該当しないもの)

No.	該当箇所		該当箇所 中間案に対するご意見概要		対応区分	ご意見概要に対する考え方	
1	IV −1	1	学びの機会の確保	14	「不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかった人」とあるが、 不登校の子どもたちも対象にしていただき、とてもありがたい。自分の子ども も不登校だったので、いろいろな学習の場の選択肢がこれからも増えてほし い。	5	夜間中学は、不登校のほか、さまざまな理由により義務教育を十分に受けられなかった方に学びの機会を提供することを目的としています。 「学びたい」という思いや願いを抱く方にとって、学びの場の選択肢の一つとなればと考えています。
2	IV −1	1	学びの機会の確保	14	「その他学校長が入学を認めた」とありますが、「過去の校長先生の時は認めてくれたのに、今の校長先生は認めてくれない」といったことが起きないようにしていただきたいです。	3	校長によって判断が大きく変わることがないよう、十分に協議の上、判断します。
3	IV −1	1	学びの機会の確保	14	「教職員を十分に配置する」とありますが、法令上の教職員定数の標準、県の配置基準を満たすというだけのものではなく、学びの多様化学校の機能も併せ持つことも踏まえて、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対応できる体制が整えられるよう、「三重県独自の充実した配置に努める」などの記述をしていただきたいと考えています。	2	夜間中学と学びの多様化学校を併設することをふまえ、さまざまな生徒の ニーズに対応できる体制を整えることが大切であると認識しています。 いただいたご意見にある教職員の「充実した配置」については、IV-1-1 「学びの機会の確保」【教職員】において、「多様な学びに対応できるような指導・支援体制を構築するため、教職員を十分に配置する」と包括的に捉えて記述しています。十分な指導・支援体制を整えることができるよう、適切に配置していきます。
4	IV −1	1	学びの機会の確保		「教職員を十分に配置する」とあるが、法令上の教職員定数の標準、県の配置基準を満たすというだけの配置とするのではなく、学びの多様化学校の機能もあわせもつこともふまえ、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対応できるものとなるよう「三重県独自の充実した配置に努める」などの記述としていただきたい。	2	同上

No.	該当箇所		ページ	中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
5	IV−1 1	学びの機会の確保	14	「教職員を十分に配置する」とあるが、法令上の教職員定数の標準、県の配置基準を満たすというだけの配置とするのではなく、学びの多様化学校の機能もあわせもつことをふまえ、より多様化する生徒のニーズに対応できるものとなるよう「三重県独自の充実した配置に努める」などの記述にしていただきたますようお願い致します。	2	同上
6	IV−1 1	学びの機会の確保	14	「教職員を十分に配置する」とあるが、法令上の教職員定数の標準、県の配置基準を満たすというだけの配置とするのではなく、学びの多様化学校の機能もあわせもつこともふまえ、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対応できるものとなるよう「三重県独自の充実した配置に努める」などの記述としていただきたい。	2	同上
7	IV−1 1	学びの機会の確保	14	あらゆるプロジェクトを成功に導く最も大切な、大きな力は「マンパワー」です。 「教職員を十分に配置する」とありますが、法令上の教職員定数の標準、県 の配置基準を満たすというだけの配置とするのではなく、学びの多様化学校 の機能もあわせもつこともふまえ、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対 応できるものとなるよう「三重県独自の充実した配置に努める」などの記述と してほしいと思います。		同上
8	IV−1 1	学びの機会の確保	14	「教職員を十分に配置する」とあるが、法令上の教職員定数の標準、県の配置基準を満たすというだけの配置とするのではなく、学びの多様化学校の機能もあわせもつこともふまえ、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対応できるものとなるよう「三重県独自の充実した配置に努める」などの記述としていただきたいです。	2	同上
9	IV−1 1	学びの機会の確保	14	「教職員を十分に配置する」とあるが、法令上の教職員定数の標準、県の配置基準を満たすというだけの配置とするのではなく、学びの多様化学校の機能もあわせもつこともふまえ、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対応できるものとなるよう「三重県独自の充実した配置に努める」などの記述としていただきたい。	2	同上

No.	該当箇所		ページ	中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
10	IV−1 1	学びの機会の確保	14	「教職員を十分に配置する」とあるが、法令上の教職員定数の標準、県の配置基準を満たすというだけの配置とするのではなく、学びの多様化学校の機能もあわせもつこともふまえ、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対応できるものとなるよう「三重県独自の充実した配置に努める」などの記述としていただきたいです。	2	同上
11	IV−1 1	学びの機会の確保	14	三重県立夜間中学は、義務教育を十分に受けられなかった方の学びの場だけでなく、不登校等さまざまな事情をもつ人の学びの場づくりもしていくということなので、より複雑化・多様化する生徒のニーズに対応できるものにしてほしい。「教職員を十分に配置する」とあるが、法令上の基準を満たすというだけの配置ではなく、「三重県独自の充実した配置に努める」と記述してもらいたい。	2	同上
12	IV−1 1	学びの機会の確保	14	不登校気味といえども、その理由は様々である。学校には本当にいろいろな子どもたちがいる。それぞれの子に応じた指導に現場はてんてこまいだと感じる。きめ細やかな指導には、人の数の力はなくてはならないとひしひしと感じる日々である。教職員を十分に配置することに賛成で、法令上の教職員定数では、それではとても足りなく、生徒のためにも保護者のためにも教職員のためにも、県独自の配置をぜひ実行していただきたい。	2	同上
13	IV−1 1	学びの機会の確保	14	「教職員を十分に配置する」とあるが、夜間中学では生徒の実態に合わせた 学ぶ環境の整備が必要である。そのためには、「定数法にとらわれず、多様 なニースに応えるために必要な教職員数を県独自の基準で配置する」などの 記述としていただきたい。	2	いただいたご意見にある教職員の配置については、IV-1-1「学びの機会の確保」【教職員】において、「多様な学びに対応できるような指導・支援体制を構築するため、教職員を十分に配置する」と包括的に捉えて記述しています。十分な指導・支援体制を整えることができるよう、適切に配置していきます。
14	IV−1 1	学びの機会の確保	14	さまざまな生徒を受入れ、個に応じたきめ細やかな指導等を行っていくために「教職員を十分に配置する」とあるが、法令上の教職員定数の標準、県の配置基準を満たすというだけの配置では十分ではない。本当に多様な学び、異年齢同士の探求的な学習などに対応できるものとなるよう「三重県独自の充実した配置に努める」というような、より積極的な記述にしていただきたい。	2	同上
15	IV−1 1	学びの機会の確保	14	「教職員を十分に配置する」とあるが、今の教職員不足のなか、夜間に本当に十分な数の教職員の配置が可能なのか。年齢や国籍、生活状況などさまざまな人が安心して学べるよう、教職員の確実な配置を求めます。	2	同上

No.	該当箇所		ページ	中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方	
16	IV −1	1	学びの機会の確保	14	「スクールサポートスタッフ等の参画を得ます」とありますが、スクールサポートスタッフは「教員業務支援員」という法令上の職員であるはずなので、「参画」ではなく「配置」とすべきだと思います。	1	ご意見をふまえ、IV—1−1「学びの機会の確保」【教職員】の記述を修正しました。 【※修正後:「・・・等 <u>を配置します。</u> 」】
17	IV −1	1	学びの機会の確保	14	「スクールサポートスタッフ等の参画を得ます」とあるが、スクールサポートスタッフは「教員業務支援員」という法令上の職員であるはずなので、「参画」ではなく、「配置」とすべきではないか。	1	同上
18	IV −1	1	学びの機会の確保	14	学習支援員やスクールサポートスタッフについては、職員であるはずなので「参画」でなく「配置」ではないか。	1	同上
19	IV −1	1	学びの機会の確保	14	「スクールサポートスタッフ等の参画を得ます」とあるが、スクールサポートスタッフは「教員業務支援員」という法令上の職員であるはずなので、「参画」ではなく、「配置」とすべきではないか。	1	同上
20	IV −1	1	学びの機会の確保	14	「スクールサポートスタッフ等の参画を得ます」とあるが、スクールサポートスタッフは、「教員業務支援員」という法令上の職員であるはずなので、「参画」ではなく、「配置」とすべきではないか。	1	同上
21	IV −1	1	学びの機会の確保	14	「スクールサポートスタッフ等の参画を得ます」とあるが、スクールサポートスタッフは「教員業務支援員」という法令上の職員なので、「参画」ではなく「配置」と記述していただきたい。	1	同上
22	IV −1	1	学びの機会の確保		「学習支援員やスクールサポートスタッフ等の参画を得ます」とあるが、多種 多様なニーズにこたえるためにも、「参画」ではなく「適切な配置」とすべきで ある。	1	同上
23	IV-1	1	学びの機会の確保	14	スクールサポートスタッフは「教員業務支援員」という法令上の職員なので、 「参画を得ます」ではなく「配置」とすべきではないか。	1	同上

No.		該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
24	IV-1 1	学びの機会の確保	14	三重県立みえ夢学園高等学校の敷地内に設置するが、教員も含めそれ以外の教職員(養護教員、事務職員、栄養教職員、学校司書等)についても、隣接校との兼務ではなく、単独配置とするよう考えてほしい。	2	教職員の配置については、IV-1-1「学びの機会の確保」【教職員】において、「多様な学びに対応できるような指導・支援体制を構築するため、教職員を十分に配置する」と包括的に捉えて記述しています。学校の実情に応じて、適切に配置していきます。
25	IV-1 1	学びの機会の確保	14	「独立した一条校を一校設置する」という観点から、前提として、教員も含め、 それ以外の教職員についても、隣接校やその他との兼務ではなく、単独配置 するという考え方にたつべきである。教職員の働き方を考えるのであれば、 兼務という状況では、あまりにも労働力が不足している状況ではないでしょう か。	2	同上
26	IV −1 1	学びの機会の確保	14	「独立した一条校を一校設置する」という観点から、前提として、教員も含め それ以外の教職員についても、隣接校やその他との兼務ではなく、単独配置 するという考え方にたつべきである。(養護教員、事務職員、栄養教職員、学 校司書等)	2	同上
27	IV −1 1	学びの機会の確保	14	学校司書も隣接校やその他との兼務でなく、単独で配置するという考えに たってください。	2	同上
28	IV-1 1	学びの機会の確保	14	さまざまな事情により十分な教育を受けれらなかった方々に「学ぶ機会」を確保することは、とても意義があることだと思う。 「独立した一条校を設置する」という観点から、教職員には前提として隣接校やその他との兼務ではなく、単独配置するという考え方に立つべきである。 学習支援員やスクールサポートスタッフの配置をはじめ、教職員を十分に配置することが必要不可欠であると考える。	2	同上
29	IV-1 1	学びの機会の確保	14	「独立した一条校を一校設置する」という観点から、前提として、教員も含め それ以外のすべての職種の教職員について、隣接校やその他との兼務では なく、単独配置するという考え方にたつのが当然であると考えます。(養護教 員、事務職員、栄養教職員、学校司書等)	2	同上

No.		該当箇所		ページ	中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
30	IV−1	1	学びの機会の確保	14	みえ夢学園高校内に設置されるということで、みえ夢学園の教職員が夜間中学も兼務するのではないかと危惧しています。多様な背景を持つ生徒を理解し、きめ細やかな支援をするためには、教職員は隣接するみえ夢学園との兼務ではなく、単独で配置していただきたく思います。(教員だけでなく、養護教諭、学校司書、事務職員等の教職員すべて)	2	同上
31	IV −1	1	学びの機会の確保	14	「独立した一条校を一校設置する」という観点から、前提として、教員も含め、 それ以外の教職員についても、隣接校やその他との兼務ではなく、独立配置 するという考え方にたつべきである。(養護教員、事務職員、栄養教職員、学 校司書等)	2	同上
32	IV −1	1	学びの機会の確保	14	校長、教頭、事務職員、養護教諭、栄養教諭などの少数職種と呼ばれる職種 の教職員は単独配置にしてほしい。みえ夢学園高等学校の教職員に兼務さ せることがないようにしていただきたいです。	2	同上
33	IV-1	1	学びの機会の確保	14	「さまざまな生徒を入れ、個に応じたきめ細やかな指導や異年齢同士の探求的な学習等の多様な学びに対応できるような指導・支援体制を構築するため、教職員を十分に配置する」とあるが、再来年度の開校にむけて、スムーズに、そしてよりよい学校運営について考えられるように人事配置を可能であれば、はやく決定する等していただくとよいかと考える。	3	円滑かつよりよい学校運営が行えるよう、適時適切に配置していきます。
34	IV −1	1	学びの機会の確保	14	教職員については、本人の希望にもとづき、異動等を通じて、県内から幅ひ ろく確保し配置していくべきと考える。	3	基本的には本人の希望に基づいて、通常の教職員の異動と同様に配置していきます。
35	IV −1	1	学びの機会の確保	14	県内から幅ひろく教職員を確保するため、希望にもとづき、現在勤務している 校種を問わず、異動等をつうじて配置していくべきと考える。	3	同上
36	IV −1	1	学びの機会の確保	14	県内から幅ひろく教職員を確保するため、希望にもとづき、現在勤務している 校種を問わず、異動等をつうじて配置していくべきと考える。	3	同上

No.	該当箇所		ページ	中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方	
37	IV −1	1	学びの機会の確保	14	県内から幅ひろく教職員を確保するため、希望にもとづき、現在勤務している 校種を問わず、異動等をつうじて配置していくべきと考える。	3	同上
38	IV−1	4	ICTの活用	15	「必要に応じて1人1台端末を活用し、教育上適切な配慮の下、授業が行われる教室以外の校内で履修したり、授業のみならず端末を自宅に持ち帰って自主学習したりするなど、いつでもどこでも学ぶことができる環境を整備します。」とあるが、経済的不安を抱えている生徒や日本語に課題を抱えている生徒にとって、自宅でのWi-Fi環境の整備はとても高いハードルだと感じる。そういった点も対応ができるのかが知りたい。	3	経済的理由等によりWi-Fi環境を整えられない世帯に対しては、自宅での学習用としてモバイルルータの貸出しを行うなど、学習に支障をきたさないための支援を検討していきます。
39	IV-1	4	ICTの活用	15	「ICTを日常的に活用」とあるが、ICT機器のトラブル対応であったり、操作方法への対応であったりを教職員が受け持つのは、技術的にも時間的にもかなり厳しいと思う。生徒や教職員も含め、誰もが安心してICT機器を使えるよう、ICT支援員の配置も必要である。	2	夜間中学の生徒や教職員が安心してICTを日常的に活用できるよう、支援体制を整えることを含め、「いつでもどこでも学ぶことができる環境を整備します」と記述しています。
40	IV−1	5	多文化共生のための環 境づくり	16	「誰もが安心して」とあるが、そのためには、多くの言語の通訳や日本語指導ができるスタッフが必ず必要となるので、具体的な人員を記述すべきである。	۰	教職員の配置については、IV-1-1「学びの機会の確保」【教職員】において、「多様な学びに対応できるような指導・支援体制を構築するため、教職員を十分に配置する」と包括的に捉えて記述しています。学校の実情に応じて、適切に配置していきます。
41	IV −1	6	身体的・経済的不安への 対応	16	「バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した施設・設備を整備します。また、健康面に配慮して、県立みえ夢学園高等学校の食堂を活用し、食事できるようにします。」とありますが、バリアフリーに関してきちんと設計を考えていただきたいと思います。		夜間中学に通う生徒が安心して学ぶことができるよう、バリアフリーやユニ バーサルデザインを考慮した施設・設備を整備します。
42	IV-1	6	身体的・経済的不安への 対応	16	「食堂を活用し、食事できる」とあるが、隣接校で、現在食堂に関わる業務に従事する職員の労務負担については、十分に協議するべきである。本来であれば、新たな業務等に対しては、当然にも、新たな職員が配置されることを前提とするべきであることもふまえ、勤務条件の変更があるのであれば、よりていねいにすすめるべきと考える。	3	隣接校で、現在食堂に関わる業務に従事する職員の労務負担にならないよう、適切に配置していきます。

No.		該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
43	IV−1 6	身体的・経済的不安への 対応	16	「食堂を活用し、食事できる」とあるが、隣接校で、現在食堂に関わる業務に従事する職員の労務負担については、十分に協議するべきである。本来であれば、新たな業務等に対しては、当然にも、新たな職員が配置されることを前提とするべきであることもふまえ、勤務条件の変更があるのであれば、よりていねいにすすめるべきと考える。		同上
44	IV−1 6	身体的・経済的不安への 対応	16	「食堂」についても触れられていますが、新たな業務等に対しては、当然にも、新たな職員が配置されることを前提とするべきです。やむを得ず、隣接校で、現在食堂に関わる業務に従事する職員の労務負担を求めるのであれば、これについて十分に協議し、よりていねいにすすめられなければならないと考えます。	3	同上
45	IV−1 6	身体的・経済的不安への 対応	16	「食堂を活用し、食事できる」とあるが、隣接校で、現在食堂に関わる業務に従事する職員の労務負担については、十分に協議するべきである。本来であれば、新たな業務等に対しては、当然にも、新たな職員が配置されることを前提とするべきであることもふまえ、勤務条件の変更があるのであれば、よりていねいにすすめるべきと考える。		同上
46	IV−1 6	身体的・経済的不安への 対応	16	「県立みえ夢学園高等学校の食堂を活用し、食事できるようにします」とあるが、みえ夢学園高等学校で、現在食堂に関わる業務に従事する職員の労務負担については、十分に協議するべきである。本来であれば、新たな業務等に対しては、当然にも、新たな職員が配置されることを前提とするべきであることもふまえ、勤務条件の変更があるのであれば、よりていねいにすすめるべきと考える。	3	同上
47	IV-1 6	身体的・経済的不安への 対応	16	「食堂を活用し、食事できる」とあるが、隣接校で、現在食堂に関わる業務に従事する職員の労務負担については、十分に協議するべきである。本来であれば、新たな業務等に対しては、当然にも、新たな職員が配置されることを前提とするべきであることもふまえ、勤務条件の変更があるのであれば、よりていねいにすすめるべきと考える。		同上

No.		該当箇所		中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方
48	IV-1 6	身体的・経済的不安への 対応	16	「食堂を活用し、食事できる」とあるが、隣接校で、現在食堂に関わる業務に従事する職員の労務負担については、十分に協議するべきである。本来であれば、新たな業務等に対しては、当然にも、新たな職員が配置されることを前提とするべきであることもふまえ、勤務条件の変更があるのであれば、よりていねいにすすめるべきと考える。	3	同上
49	IV−1 6	身体的・経済的不安への 対応	16	「食堂を活用し、食事できる」とありますが、隣接校で、現在食堂に関わる業務に従事する職員の労務負担については、十分に協議するべきだと思います。本来であれば、新たな業務等に対しては、当然にも、新たな職員が配置されることを前提とするべきだと思うので、勤務条件の変更があるのであれば、よりていねいにすすめてほしいと思います。	3	同上
50	IV-1 6	身体的・経済的不安への 対応	16	食堂を利用とありますが、現在ゆめ学園の厨房は臨時職員のみで運営されており、栄養教諭も不在です。また職員の数も足りておらず、本来環境整備にあたる学校労務員も調理にあたっている現状です。適正な職員配置をお願いします。	3	同上
51	IV-1 6	身体的・経済的不安への 対応	16	体の健康はもとより、心の健康のためにも、食事は大切なことから、栄養素のバランスが良く、楽しみとなるような食事となるよう、食堂活用を考えていただきたい。	3	生徒の体と心の健康に配慮して、食事の提供を行います。
52	IV−1 7	教育相談体制の充実	16	「スクールカウンセラーや・・・生徒・保護者への対応が可能な通訳を活用するなど、きめ細かな教育相談体制を整備します。」とあるが、夜間中学には多様な生徒が通ってくるので、スクールカウンセラーや母語スタッフ、通訳等については、「確実に配置するよう努める」といった積極的な記述となるようにしていただきたい。	2	夜間中学に通う生徒が安心して学ぶためには、スクールカウンセラーや通訳等を活用した教育相談体制の充実が大切であることを十分認識した上で、「・・・きめ細かな教育相談体制を整備します。」と記述しています。
53	IV−1 7	教育相談体制の充実	16	「きめ細かな教育相談体制を整備します」について 生徒の入学理由はさまざまである。それらの生徒にきめ細やかに対応してい くために、スクールカウンセラーや母語スタッフ等について「確実に配置する」 ような記述にしていただきたい。	2	同上

No.	該当箇所		ページ	中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方	
54	IV −1	7	教育相談体制の充実	16	「きめ細かな教育相談体制を整備します」とあるが、夜間中学に通う生徒の 多様性を鑑み、スクールカウンセラーや母語スタッフ等については、「確実に 配置するよう努める」というような、より積極的な記述としていただきたい。	2	同上
55	IV −1	7	教育相談体制の充実	16	「きめ細かな教育相談体制を整備します」とあるが、夜間中学に通う生徒が 多様であることをふまえ、「スクールカウンセラーを十分に配置する」というよ うな、より積極的な記述としていただきたい。	2	同上
56	IV −1	7	教育相談体制の充実	16	夜間中学に通う生徒の多様性をふまえ、スクールカウンセラーや母語スタッフ等については、「確実に配置するよう努める」等、前向きな記述として下さい。よろしくお願い致します。	2	同上
57	IV −1	7	教育相談体制の充実	16	「きめ細かな教育相談体制を整備します」とあるが、夜間中学に通う生徒の 多様性を鑑み、スクールカウンセラーや母語スタッフ等については、「確実に 配置するよう努める」というような、より積極的な記述としていただきたい。	2	同上
58	IV −1	7	教育相談体制の充実	16	「きめ細かな教育相談体制を整備します」とあるが、夜間中学に通う生徒の 多様性を鑑み、スクールカウンセラーや母語スタッフ等については、「確実に 配置するよう努める」というような、より積極的な記述としていただきたい。	2	同上
59	IV −1	7	教育相談体制の充実	16	「きめ細かな教育相談体制を整備します」とあるが、夜間中学に通う生徒の 多様性を鑑み、スクールカウンセラーや母語スタッフ等については、「確実に 配置するよう努める」というような、より積極的な記述としていただきたい。	2	同上
60	IV −1	7	教育相談体制の充実	16	「きめ細かな教育相談体制を整備します」とあるが、夜間中学に通う生徒の 多様性を鑑み、スクールカウンセラーや母語スタッフ等については、「確実に 配置するよう努める」というような、より積極的な記述としていただきたい。	2	同上
61	IV −1	7	教育相談体制の充実	16	「きめ細かな教育相談体制を整備します」とあるが、夜間中学に通う生徒の 多様性を鑑み、スクールカウンセラーや母語スタッフ等については、「確実に 配置するよう努める」というような、より積極的な記述としていただきたい。	2	同上

No.	該当箇所		ページ	中間案に対するご意見概要	対応区分	ご意見概要に対する考え方	
62	IV-1 7	7	教育相談体制の充実	16	「きめ細かな教育相談体制を整備します」とありますが、夜間中学に通う生徒の多様性を鑑み、また生徒のニーズに対応できるよう、スクールカウンセラーや母語スタッフ等については、「確実に配置するよう努める」というような、より積極的な記述としていただきたいと思います。	2	同上
63	IV-1 7	7	教育相談体制の充実	16	担任や養護教諭はもちろんだが、月に1回のスクールカウンセラーの寄り添い力は生徒や保護者、教職員の力になっている。夜間中学校設置にむけ、生徒にとって回数がもっと多くなるといいなと思う。	3	夜間中学に通う生徒が安心して学ぶことができるよう、スクールカウンセラー を適切に配置していきます。
64	IV-3	1	人とのつながり	19	「併設校と交流」できることはお互いによいと思う。しかし、行事等、具体的な内容については、それぞれの学校が考えることである。「…する機会をつくるとともに、県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かし、授業や学校行事において交流したり…」を「…語り合ったりする機会をつくるともに、県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かし、効果的な教育の機会を設けます。」のような記述していただきたい。	1	ご意見をふまえ、Ⅳ -3-1「人とのつながり」の記述を修正しました。 【※修正後:「・・・県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かし <u>て授業や学校行事において交流したり、オンラインを通じて他の夜間中学等と交流したりするなど、効果的な教育の機会を設けます。</u> 」】 具体的な取組を例示していますが、各学校の実態に応じて、それぞれに効果的な教育の機会を考えていただきます。
65	IV-3	1	人とのつながり	19	「…する機会をつくるとともに、県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かし、授業や学校行事において交流したり…」とあるが、その具体的な方法や場面については独立したそれぞれの学校が考えるべきことである。あくまで「基本方針」であることをふまえ、「…語り合ったりする機会をつくります。また、県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かし、効果的な教育の機会を設けます。」のように修正していただきたい。	1	同上
66	IV-3	3	未来とのつながり	19	未来へのつながりの部分で、「個々のニーズに合わせた学習・体験活動の提供」とあるが、将来を見据えた場合それだけではなく、本人が自立し安心して暮らしていくため、就職を念頭に置いた進路指導(地元企業とのつながり等)もしっかりと行なっていくべきである。また県下に一校となるが、生徒の居住地域が広範囲になる可能性が高いので、それをフォローできる体制を整えておく必要がある。		卒業後の新たな場所での活躍につながるよう、IV-2-3やIV-2-4で、 キャリア教育の充実、地域や企業との連携・協働について記述しています。

No.	該当箇所		ページ	中間案に対するご意見概要		ご意見概要に対する考え方
67	IV-4 1	教職員の働きやすさの確 保	20	「学校が教職員のウェルビーイングを確保することが生徒たちのウェルビーイングを高めることにつながることから、コミュニケーションの活性化を図りながら、教職員がゆとりとやりがいをもって生徒と向き合う時間の確保や、きめ細かな対応をできる場づくりに取り組みます。」とあるが、具体的に、教職員の勤務時間は、何時間になるのか。夜間に勤務をすることになるのなら、残業代はどうなるのか等、教職員の勤務条件についても、検討をおこなう必要がある。他府県の夜間中学で勤務する教職員の意見を聞くなどして、教職員の働きやすさを確保していただきたい。		具体的な教職員の勤務時間や勤務形態等については、本基本方針をもとに、他県の事例もふまえ、今後検討していきます。また、勤務する教職員のウェルビーイングを確保できるよう努めていきます。
68	IV-4 1	教職員の働きやすさの確 保	20	「教職員がゆとりとやりがいをもって生徒と向き合う時間の確保」とあるが、具体的に方策を示すべき。		IV-4-1に具体例として「円滑に執務、作業、打ち合わせ等を行えるスペースやリフレッシュスペースの確保、校務のICT化等に取り組みます」と記述しています。学校の実情に応じて、適切に取り組んでいきます。
69	IV-4 4	県内の教職員へ理念の 普及	20	「県内の教職員に対して、県立夜間中学での研修機会を提供し、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努めます。」とあるが、夜間中学での研修機会に限定せず、各市町村での研修や、オンラインでの説明等、様々な取組を含めるように書くべきではないか。夜間中学を今後広めていくためにも、多くの教職員が、夜間中学の運営や教育方針について学び理解する必要がある。研修機会を増やすことは、資質の向上につながるだろう。		ご意見をふまえ、IV −4−4「県内の教職員へ理念の普及」の記述を修正しました。 【※修正後:「・・・県立夜間中学 <u>の取組に関する</u> 研修機会を提供するなど、・・・】